

東京医科歯科大学病院医療情報部規則

平成16年4月1日
規則第119号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学病院医療情報部（以下「医療情報部」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 医療情報部は、病院長の管理の下に、本院における医療情報システムの改善充実を図るとともに、医歯学の研究・教育の進展に資することを目的とする。

(職員及び職務)

第3条 医療情報部に、次の職員を置く。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 教員
- (4) その他必要な職員

- 2 部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 部長は、病院長の命を受け、医療情報部の管理運営に当たる。
- 4 副部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 5 副部長は、部長の職務を補佐する。
- 6 その他必要な職員は、部長及び副部長の命を受け、業務を分掌する。

(選考)

- 第4条 部長及び副部長の選考は、病院運営会議の議を経て病院長が決定する。
- 2 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長の任期の末日は、当該部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
 - 3 病院長は、部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をもたらした場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
 - 4 部長又は副部長の任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
 - 6 前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
 - 7 前条第1項に掲げる職員のうち、部長又は副部長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する

る要項（平成25年制定）を適用するものとする。

（運営委員会）

第5条 医療情報部の円滑な運営を図るため、医療情報部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 医療情報部の運営に関する基本的事項
- (2) 医療情報部に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 医療情報システムの開発・推進に関する事項
- (4) その他必要な事項

（委員）

第6条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 医療情報部長
- (2) 医療情報部副部長
- (3) 大学院医歯学総合研究科(医学系)、又は本院に属する臨床系教員（医学系） 2名
- (4) 大学院医歯学総合研究科(歯学系)、又は本院に属する臨床系教員（歯科系） 2名
- (5) 看護部長
- (6) 薬剤部長
- (7) 検査部臨床検査技師長
- (8) 診療放射線技師長
- (9) 歯科衛生保健部長
- (10) 臨床栄養部副部長
- (11) 保険医療管理部長
- (12) 医事一課長
- (13) 医事二課長
- (14) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第4号、第5号及び第15号の委員は、病院長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置き、医療情報部長をもって充てる。

（委員会の招集等）

第8条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

（議事）

第9条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 第6条第1項第3号から第15号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させることができる。

3 前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、病院事務部医事一課が行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、医療情報部の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第13条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月17日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月1日規則第90号)

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則(平成26年2月3日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日規則第45号)

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則(平成28年3月24日規則第34号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月20日規則第86号)

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則(平成30年9月28日規則第92号)

この規則は、平成30年9月28日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則(令和2年5月13日規則第58号)

この規則は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年9月22日規則第93号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和6年2月27日規則第17号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。